

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都府知事	平成27年8月31日

主たる業種	小売業・総合スーパー		細分類番号	5 6 1 1		
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号			
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで					
基本方針	(1)設備機器の効率的な運用によりエネルギー使用量の削減を行う (2)適正な保守管理を実施し、機器の効率を維持する (3)平成25年度を基準に平成28年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する					
計画を推進するための体制	代表取締役を総責任者とし、倉庫店建設部の担当者にて計画、各倉庫店のエネルギー管理者を中心に計画を実施する					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	3,417.4トン	3,314.8トン	3,314.8トン	3,314.8トン	-3.0 パーセント
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	3,417.4トン	3,314.8トン	3,314.8トン	3,314.8トン	-3.0 パーセント
	目標の根拠	設備の運用改善によるエネルギー使用量の削減を目指し、毎年1%以上3カ年で基準年度より3%以上の削減を目指す				
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度
店舗	事業活動に伴う排出の量 (延床面積 27,22464千m ²)	125.53	121.76	121.76	121.76	-2.95 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	原単位の指標は延べ床面積(千m ²)とする					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	
	25.0 パーセント	25.0 パーセント	25.0 パーセント	25.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	照明や空調の運転スケジュールをこまめに見直し、無駄な運用を省く				
	(27)年度	照明や空調の運転スケジュールをこまめに見直し、無駄な運用を省く				
	(28)年度	照明や空調の運転スケジュールをこまめに見直し、無駄な運用を省く				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	措置なし				
	上記の措置を採用する理由	夜間など公共交通機関の利用できない通勤者のため				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。